

June, 2017



憲法施行 70 年

日本国憲法が大日本帝国憲法を改正する形で公布され、施行されてから 70 年が経過しました。

近時、憲法の改正の議論や報道等がされております。いろいろな解説記事が新聞紙上を賑わしておりますが、今回は、日本国憲法が制定されるに至った過程を、その時々々の節目のときに発表された文書を原文のまま掲載して、皆様の考え方の資料にしたいと思っております。

国立公文書館では憲法 70 周年を記念する文書類の展示が行われました。この末尾に掲載しますが、日本国憲法が公布されたときの昭和天皇の御名御璽が付された文書の原本が展示されています。ひとつの時代を画した文書として、感慨深いものがあります。読者の皆様も、その時代の節目に作成された文書を味読していただきたく存じます。

日本国憲法は日本が太平洋戦争に敗北し、ポツダム宣言を受諾した結果を踏まえて制定されました。

最初に太平洋戦争の開戦の詔書を掲載します。

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ対シテ戰ヲ宣ス 朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戦ニ従事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

(中略)

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名 御璽

昭和十六年十二月八日

私達の世代にとっては、少し難解な文章になっておりますが、当時の一般民衆はおおよその趣旨が理解できたのだと思います。

この資料および以下に援用する文書は国立公文書館あるいは国会図書館のサイトで公開されあるいは資料請求ができます。

このようにして、戦争が始まりました。

この翻訳が遅れて真珠湾の攻撃に間に合わなかったような手違いがあったようです。

東南アジアでは破竹の勢いの日本軍でしたが、時間とともに敗色が濃厚となり、連合国により日本の降伏を勧奨するポツダム宣言がなされました。ポツダム宣言の名称はご存じでしょうが、お読みになった方は少数派だと思います。

以下に、外務省訳文の一部を挙げておきます。

ポツダム宣言

千九百四十五年七月二十六日

米、英、支三国宣言

(千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ)

一、吾等合衆国大統領、中華民國政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

二、合衆国、英帝国及中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本国ニ対シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本国カ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合国ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

．．．

十三、吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

ポツダム宣言は昭和 20 年 7 月 26 日であり、その時には既に日本は敗色濃厚でしたが、戦後の研究に明らかになっている通り、軍部の対立等でポツダム宣言の受諾ができませんでした。それに決定的なインパクトを与えたのが、原爆の投下でした。原爆投下の日の翌日、大本営発表がありますが、そのときは原子爆弾であることがわからず、新型爆弾と発表されています。

大本營発表（昭和二十年八月七日十五時三十分）

- 一、昨八月六日広島市は敵 B29 少数機の攻撃により相当の被害を生じたり
- 二、敵は右攻撃に新型爆弾を使用せるものの如きも詳細目下調査中なり

この原子爆弾の惨憺たる被害は日本に壊滅的な打撃を与え、ポツダム宣言受諾のきっかけとなったことは間違いありません。「聖断既に下る」と報道されましたが、このような惨状を目の当たりにしても、天皇の裁断を仰がなければ、戦いを終えることができなかった事情が明らかになっています。

以下の文章は、終戦の詔書であります。皆様には玉音放送として記憶されているほうが多いのではないのでしょうか。

朕深ク世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク

朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ

（中略）

朕ハ帝国ト共ニ終始東亜ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ対シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内為ニ裂ク且戦傷ヲ負イ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ惟フニ今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス

（中略）

御名 御璽

昭和二十年八月十四日

この終戦の詔書は昭和 20 年 8 月ですが、翌昭和 21 年 1 月 1 日の新年にあたり、昭和天皇は後に「人間宣言」と言われる詔書を発表します。当時、戦後の混乱期にあり、それを鎮静化しようとの政府の意図があったとも思われますが、重要な文書ですので、一部を掲載することとします。

惟フニ長キニ亙レル戦争ノ敗北ニ終リタル結果、我國民ハ動モスレバ焦躁ニ流レ、失意ノ淵ニ沈淪セントスルノ傾キアリ。詭激ノ風漸ク長ジテ道義ノ念頗ル衰へ、為ニ思想混乱ノ兆アルハ洵ニ深憂ニ堪ヘズ。

然レドモ朕ハ爾等國民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス。朕ト爾等國民トノ間ノ紐帶ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神（アキツミカミ）トシ、且日本國民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。

（中略）

御名 御璽

昭和二十一年一月一日

このような戦後の混乱期を経て、日本国憲法の成立に至るわけですが、その間の重要な文書として挙げられるのは、マッカーサー三原則と呼ばれる昭和 21 年 2 月 3 日のマッカーサー・ノートです。マッカーサーはこのノートの中で、(1)天皇が国家元首であること、天皇の地位は世襲されること、天皇の職務と権限が憲法に基づいて行使されること、(2)戦争の放棄、陸海空軍の廃止、(3)封建制度の廃止、すなわち華族の権利は皇族を除き一代以上に及ばない、を示しました。正式な翻訳がありませんので、英文原本を示します。象徴天皇制と戦争の放棄（現憲法第 9 条）の基本的な考え方がすでに表明されています。

Three basic points stated by Supreme Commander to be "musts" in constitutional revision.

I Emperor is at the head of the state.

His succession is dynastic.

His duties and powers will be exercised in accordance with the Constitution and responsive to the basic will of the people as provided therein.

II War as a sovereign right of the nation is abolished. (中略)

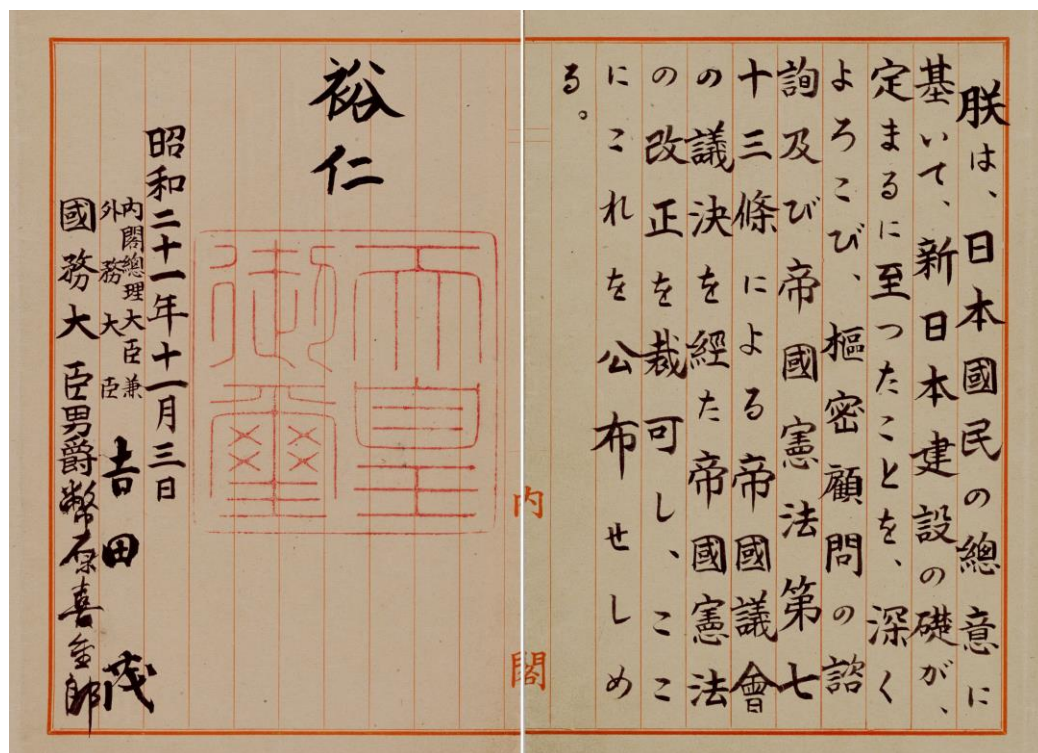
No Japanese Army, Navy, or Air Force will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon any Japanese force.

III The feudal system of Japan will cease.

No rights of peerage except those of the Imperial family will extend beyond the lives of those now existent.

(以下略)

このような過程を経て、現憲法が制定されました。その公布を行うに際して、天皇が署名した文書は国立公文書館で保管されています。公開されており、ネット上で閲覧することができます。



稲益からひとこと

去年の5月に、湯西川温泉郷を訪ねました。

実はこの地は、弁護士であった私の曾祖父が手掛けた、ある事件の現場であったところなのです。前々から行きたいと思っていたのですが、なかなか機会が得られず、ようやく実現した旅になりました。

時は明治。湯西川村が江戸自体から所有していた山林を、国が地租改正のときになぜか国有に編入してしまい、これを取り返すため、村が国を相手に訴えた、という事件です。判決が出たのは戦後。随分長い時間を要した裁判であったようです。

事件のことや旅の様子を、2016年12月発行の日本弁護士連合会の会報誌「自由と正義」のエッセイ欄に書かせていただきました。承諾を得て、当事務所サイトにPDFを掲載していますので、よろしければ、ご覧いただけますととてもうれしいです。

(服部法律事務所⇒弁護士紹介「稲益みつこ」⇒「著書等」の一番上部分)
<http://hattorilaw-tokyo.com/inamasu.html>